

平成24年度補正予算
既設昇降機安全確保緊急促進事業
募集要領

平成25年2月
国土交通省
住宅局建築指導課

目次

はじめに	1
1. 事業の趣旨	2
2. 事業内容	2
2. 1 補助対象	2
2. 1. 1 補助の要件	2
2. 1. 2 防災対策改修の内容	2
2. 1. 3 工事期間	3
2. 1. 4 事業の対象区域、対象建築物等の要件	3
2. 2 申請者	3
2. 3 対象となる事業の時期について	4
2. 4 補助対象事業	4
2. 4. 1 補助を受ける者	4
2. 4. 2 補助額	4
2. 4. 3 その他	4
3. 事業の実施	4
3. 1 公募	4
3. 2 通知	5
3. 3 事業中及び事業完了後の留意点について	5
3. 3. 1 交付決定の取消し、補助金の返還、罰則等について	5
3. 3. 2 情報の提供	5
3. 3. 3 アンケート・ヒアリングへの協力	5
3. 3. 4 その他	5
4. 情報の取扱い	5
4. 1 情報の公開・活用	5
4. 2 個人情報の利用目的	6
5. 応募方法	6
5. 1 公募期間（事業登録申請）	6
5. 2 問合せ先、資料の配布	6
5. 3 提出先	6
5. 4 提出方法	6
5. 5 提出書類	6

はじめに

この募集要領は、「平成24年度補正予算 既設昇降機安全確保緊急促進事業補助金」を受けようとする者（以下「申請者」という。）が補助金交付申請に先立ち、あらかじめ申請者及び補助金交付を受けようとする既設昇降機を登録するための事業登録申請に係る事務処理が円滑に実施されることを目的としたものである。

申請者が補助金の交付を受けるためには、この募集要領に従って必要な手続きを適切に実施するとともに、事業登録後に、国土交通省が本事業の事務事業者[※]として特定した一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会が定める「平成24年度補正予算 既設昇降機安全確保緊急促進事業補助金交付申請等要領（以下、「交付申請等要領」という。）に従い、補助金交付申請をする必要があります。

なお、補助金交付申請等にあたっての情報は、本事業を円滑に実施することを目的として一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会内に設置されたエレベーター安全確保促進室（以下「促進室」という。）のホームページ（ホームページはすでに閉鎖されています。）において、随時掲載しますので、事業の実施等にあたっては、適宜、当該ホームページをご参照ください。

※事務事業者について

国土交通省では、「平成24年度補正予算 既設昇降機安全確保緊急促進事業」の実施にあたり、当該事業の事務事業者を公募し、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会を事務事業者として特定しています。

これに伴い、本募集要領及び交付申請等要領に基づく事務事業については、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会が実施することとなります。

このため、本事業において取得した個人情報をはじめとする情報等についても国土交通省の管理の下、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会と共有することとなります。

また、事業登録申請の結果（事業登録通知書）についても一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会から発信されることとなります。

1. 事業の趣旨

既設昇降機安全確保緊急促進事業は、社会資本整備審議会による「シティハイツ竹芝エレベーター事故調査報告書（平成21年9月）」及び「既設エレベーターの安全確保に向けて 報告書（平成23年8月）」に盛り込まれた意見を踏まえ、既設エレベーターへの戸開走行保護装置の設置、P波感知型地震時管制運転装置の設置、主要機器の耐震補強措置に係る改修（以下、「防災対策改修」という。）についての事業を支援することにより、緊急的に既設エレベーターの安全確保の促進を図ることを目的としています。

2. 事業内容

2. 1 補助対象

一定の要件を満たす既設エレベーターに対する防災対策改修を対象とします。防災対策改修と併せて、他の改修工事を実施することも可能ですが、この場合、防災対策改修以外の工事費は補助対象とはなりません。

なお、いわゆる全撤去、準撤去等のかご又はレールを交換するもの及び通常のエレベーター更新工事の場合は、補助対象となりません。

2. 1. 1 補助の要件

次のすべての要件に該当するものであることが必要です。

- (1) 防災対策改修が実施されること（I. 事業の概要 2. 1. 2参照）
- (2) 防災対策改修に係る工事期間が7日間以内であること（I. 事業の概要 2. 1. 3参照）
- (3) 防災対策改修を行う既設昇降機が設置されている建築物が対象区域・対象建築物であること（I. 事業の概要 2. 1. 4参照）
- (4) 防災対策改修の結果、当該改修の内容について、昇降機に関する建築基準法令の規定に適合すること
- (5) 防災対策改修の実施後速やかに、その内容について所管する特定行政庁に報告をすること
- (6) 防災対策改修が行われた旨を示すマークをかご内等の見やすい場所に表示すること

2. 1. 2 防災対策改修の内容

エレベーターの防災対策改修として、次の(1)～(3)の改修工事を行っていただく必要があります。

- (1) 戸開走行保護装置の設置
 - ・国土交通大臣の認定を受けたもの又は防災対策改修に係る工事開始までに大臣認定を取得する見込みのもの
(建築基準法施行令第129条の10第3項第一号に規定する措置)
- (2) P波感知型地震時管制運転装置の設置
 - ・P波感知器、S波感知器、予備電源の追加等
(建築基準法施行令第129条の10第3項第二号に規定する措置)
- (3) 主要機器の耐震補強措置
 - ・かご、釣合おもり枠のレールからの外れ防止対策
(建築基準法施行令第129条の4第3項第三号に規定する措置)
 - ・主索等の滑車からの外れ防止対策

(建築基準法施行令第129条の4第3項第四号に規定する措置)

- ・昇降路内突出物への主索等の絡まり防止対策

(建築基準法施行令第129条の7第五号に規定する措置)

- ・駆動装置・制御器の転倒・移動防止対策

(建築基準法施行令第129条の8第1項に規定する措置)

- ・釣合おもりの脱落防止対策

(釣合おもりを貫通したボルトをナット締めとし、又はこれと同等以上の効力を有する方法で釣合おもりの枠に釣合おもりが脱落しないように取り付けるものとする。法令化を検討中。)

なお、既に上記(1)～(3)のいずれかの措置がなされているエレベーターについては、不足する部分についての防災対策改修を行うこととなります。例えば、既に(2)のP波感知型地震時管制運転装置が設置済みのエレベーターについては、(1)と(3)に関する防災対策改修を行う場合に補助対象となります。

2. 1. 3 工事期間

防災対策改修に係る工事期間は、7日間を上限とします。また、工期中のエレベーターの利用可能時間についてエレベーター利用者と調整可能なものとします。

2. 1. 4 事業の対象区域、対象建築物等の要件

次の(1)及び(2)の要件を満たす既設エレベーターが補助対象となります。

(1) 次のいずれかの区域に存する建築物に設けられているエレベーターであるもの。

- 1) 首都圏整備法(昭和31年法律第83号)の既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域
- 2) 近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)の既成都市区域、近郊整備区域又は都市開発区域
- 3) 中部圏開発整備法(昭和41年法律第102号)の都市整備区域又は都市開発区域
- 4) 人口5万以上の市の区域
- 5) 1)から4)までのほか、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第5条の規定に基づく耐震改修促進計画等においてエレベーターの防災対策改修を特に重点的・緊急的に実施する必要があるものとして地方公共団体が指定する区域

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第16号に規定する特定建築物(参考資料1を参照)のうち、次のすべての要件に適合するものに設けられているエレベーターであるもの。

- 1) 耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が3以上のもの。
- 2) 長期修繕計画又は維持保全計画を作成しており、かつ、その中でエレベーターを修繕項目として設定しているもの。

2. 2 申請者

申請者は、防災対策改修を実施する工事施工者又はエレベーター所有者とします。また、防災対策改修を実施する者のグループ(防災対策改修を実施する工事施工者を必ず含むこと。)による申請も可能です。なお、エレベーター所有者が事業登録を行った場合であっても、事業登録後に行っていた

だく補助金交付申請等については、防災対策改修を実施する工事施工者と共同で行っていただく必要があります。

2. 3 対象となる事業の時期について

防災対策改修が完了し、かつ、必要な書類を揃え、平成26年2月28日までに完了実績報告書が促進室に提出されたものを対象とします。(必着)

また、防災対策改修工事の開始は、交付決定通知書の発出日以降とする必要があります。

2. 4 補助対象事業

2. 4. 1 補助を受ける者

補助金を受けとる者は、申請者（グループで登録された者は、代表申請者）と同一の者となりますが、本事業における補助金相当額は、エレベーター所有者に受領される必要があります。このため、申請者がエレベーター所有者以外の場合は交付申請時に補助金相当額の精算方法を定めた申請者とエレベーター所有者との共同事業実施規約を提出していただくこととなります。

共同事業実施規約には、次の(1)又は(2)のいずれかの精算方法及びエレベーター所有者に還元される補助金額が明記されていることが条件となります。

- (1) エレベーター所有者は、工事請負契約額から補助金相当分を除いた額のみを補助事業者に支払う方法。
- (2) 補助事業者が補助金を受領した後に、補助事業者からエレベーター所有者に補助金相当額を支払う方法。

2. 4. 2 補助額

補助対象となる額は、既設昇降機の防災対策改修に要する費用（戸開走行保護装置の設置、P波感知型地震時管制運転装置の設置、主要機器の耐震補強措置に係る改修に要する工事費をいい、調査・設計計画費を含む。）です。300万円を補助対象限度額とし、その1/3以内の額を補助します。(防災対策改修に要する費用が300万円を超える場合であっても、補助対象限度額となる300万円までが補助対象となります。)

なお、他の改修工事を併せて実施する場合は、防災対策改修以外に要する費用は補助対象となりません。

2. 4. 3 その他

他の国庫補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は補助の対象とはなりませんが、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象となることがあります。

3. 事業の実施

本事業は、公募（本募集要領に基づく事業登録）と補助金交付の2段階の手続きを経て行われます。補助金交付の手続きについては、別に定める交付申請等要領をご確認下さい。

3. 1 公募

公募期間に事業登録申請書を促進室に提出していただきます。

なお、事業登録申請の状況や申請書の内容を鑑み、促進室で補助台数を調整する場合があります。

3. 2 通知

事業登録申請書の内容を促進室で確認をしたのち、事業登録通知書を申請者に送付いたします。事業登録通知を受け取った際には、記載されている補助対象台数を必ず確認するようにして下さい。原則として記載されている事業登録台数を上限として事業を実施することができます。

3. 3 事業中及び事業完了後の留意点について

3. 3. 1 交付決定の取消し、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられることに留意してください。

- (1) 適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

3. 3. 2 情報の提供

補助事業者は、申請者又は共同事業者のホームページを活用し、情報提供に努めることとします。また、この情報については、促進室にも適宜提供をお願いします。なお、ホームページに情報を掲載することが困難な補助事業者については、別途報告を求めることがあります。

3. 3. 3 アンケート・ヒアリングへの協力

補助事業者には補助期間終了後、「平成24年度補正予算 既設昇降機安全確保緊急促進事業」の取り組みに関する調査・評価を行う場合があります。その場合、アンケートやヒアリング等に協力するものとします。

3. 3. 4 その他

この募集要領によるほか、補助金の交付に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）
- 四 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成17年9月1日付け国住総第37号住宅局長通知）
- 五 住宅市場整備促進等事業費補助金交付要綱（平成24年4月6日国住生第1号）
- 六 平成24年度補正予算 既設昇降機安全確保緊急促進事業補助金交付規程
- 七 その他関連通知等に定めるもの

4. 情報の取扱い

4. 1 情報の公開・活用

普及促進を目的に、広く一般にエレベーターの防災対策改修について紹介するため、シンポジウム、パンフレット、ホームページ等に防災対策改修に関する情報を使用することがあります。

この場合、提供を受けた書類等に記載された内容について、事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

4. 2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用するほか、シンポジウム、アンケート等の調査について利用することがあります。

また、同一の事業に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

5. 応募方法

5. 1 公募期間（事業登録申請）

平成25年2月27日（水）～平成25年3月19日（火）（必着）とします。

5. 2 問合せ先、資料の配布

質問・相談については、原則として電子メールでお願いします。また、よくあるご質問については、促進室ホームページに回答を掲載します。

申請様式は、本資料からコピーするか、別途作成してください。また、下記のホームページから様式をダウンロードすることも可能です。

<問合せ先>

〒162-0825	東京都新宿区神楽坂一丁目15番地	神楽坂1丁目ビル6階
一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会内		
エレベーター安全確保促進室		
FAX：03（5229）7634		
メールアドレス：ev-sokushin24@sumaimachi-center-rengoukai.or.jp		
ホームページ：（ホームページはすでに閉鎖されています。）		

5. 3 提出先

<提出先>

〒162-0825	東京都新宿区神楽坂一丁目15番地	神楽坂1丁目ビル6階
一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会内		
エレベーター安全確保促進室		
TEL：03（5229）7584		

※提出先の住所に誤りがないようご注意ください。

5. 4 提出方法

郵送とします。申請者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、申請者自身で確認できる方法（配達記録郵便等）で申し込みしてください。

郵送の際に封筒に「応募書類在中」を記入してください。

5. 5 提出書類

事業登録を行おうとする者は、公募期間中に以下の提出書類一覧表に従って、必要部数を揃えて提出してください。

■提出書類一覧表

提出書類	様式		必要部数
	申請者が 工事施工者の場合	申請者が エレベーター所有者の場合	
事業登録申請書	様式 1	様式 2	1 部
対象既設昇降機の概要書	様式 3	様式 4	1 部

※ 注意事項

応募書類は、日本語の活字体で、A4サイズ（片面）にまとめて、左上角をホッチキス留めしてください。

※ 記入に当たっての留意点

それぞれの様式の注をよく確認して、漏れのないよう記載、書類の添付等を行ってください。

事業登録申請書、対象既設昇降機の概要書は、申請者が工事施工者の場合とエレベーター所有者の場合で異なるのでご注意ください。申請者はそれぞれの用紙を使用して下さい。

1) 事業登録申請書（様式1 工事施工者用）

- ・提出書類は、1枚を限度とします。
- ・防災対策改修において「確定分」と「実施見込み分」の台数をそれぞれ記入して下さい。
- ・過去3年度分の既設昇降機の改修工事実績について記載ください（補助要望台数及び合計要望補助金額の判断資料として使用します。）

2) 事業登録申請書（様式2 エレベーター所有者用）

- ・提出書類は、1枚を限度とします。
- ・防災対策改修において「補助要望台数」の台数を記入して下さい。

3) 対象既設昇降機の概要書（様式3 工事施工者用）

- ・「確定分」と「今後実施見込み分」についてそれぞれ記入して下さい。また、防災対策改修の工事の区分を①から④、その他に従って分類して下さい。
- ・「確定分」においては、防災対策改修をする際に設置する戸開走行保護装置の大臣認定番号を記載してください。（大臣認定未取得の場合は、取得予定時期を記載してください。）

4) 対象既設昇降機の概要書（様式4 エレベーター所有者用）

- ・「防災対策改修予定のエレベーター」について記入下さい。また、防災対策改修の基本情報を記載ください。なお、防災対策改修に要する費用については申請時点において未確定であれば未記入でもさしつかえありません。
- ・防災対策改修を実施する工事施工者が確定している場合は、「工事施工者名」を記入してください。なお、工事施工者が確定していない場合は、空欄のままとしてください。

(様式1)

事業者番号

工事施工者用

↑事業者番号については促進室で記入をしますので、記入しないで下さい。

申請日: 平成 2 5 年 月 日

↑事業登録申請書の受付はH25.3.19(必着)までですので、ご注意ください。

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

事業登録申請書

既設昇降機安全確保緊急促進事業について、事業登録申請書を提出します。

○補助要望台数(平成26年2月28日までに完了実績報告が行える見込み台数を記入下さい)

台 => 確定分 合計 台 今後実施見込み分 合計 台

○保守契約台数(記入がない場合、書類を受理できません。)

年間保守契約台数 台

○改修工事実績(最近の3年度分の既設昇降機の改修工事実績について)(記入がない場合、書類を受理できません。)

平成21年度 平成22年度 平成23年度 3年間平均

○申請者の概要

業種 エレベーターメーカー 保守点検業者 その他 ()

グループ申請の有無 1. なし 2. あり (社)

↑グループ申請の場合は、グループの構成員のリスト及び会社概要並びに防災対策改修におけるそれぞれの役割が分かる資料を別途添付してください。

〒 - 指定のない場合は、枠線内に左詰めで丁寧に楷書で記入して下さい。

住所

↑都道府県名より記入して下さい。

事業者名 (フリガナ)

↑濁点文字は一枠で記入して下さい。※代表グループ申請の場合は代表者として下さい

代表者役職 代表者名

○担当者の概要

担当者名 所属・役職

〒 -

住所

↑都道府県名より記入して下さい。

電話番号 FAX番号 緊急連絡先 代表者印

↑緊急連絡先は、携帯電話等、日中連絡がとれる電話番号を必ず記入して下さい。

E-mail アドレス

↑パソコンのアドレスを記入して下さい。

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

対象既設昇降機の概要書

■確定分

NO	建物名	建物用途	建築地	所有者名 (法人)	防災対策改修				
					区分※1,2	工期(予定) (着工~完了) ※3	費用※4 (千円/台)	工事 台数	戸開走行保護装置 大臣認定番号※5
1					<input type="checkbox"/> 区分① <input type="checkbox"/> 区分② <input type="checkbox"/> 区分③ <input type="checkbox"/> 区分④ <input type="checkbox"/> その他()				
2					<input type="checkbox"/> 区分① <input type="checkbox"/> 区分② <input type="checkbox"/> 区分③ <input type="checkbox"/> 区分④ <input type="checkbox"/> その他()				
3					<input type="checkbox"/> 区分① <input type="checkbox"/> 区分② <input type="checkbox"/> 区分③ <input type="checkbox"/> 区分④ <input type="checkbox"/> その他()				
4					<input type="checkbox"/> 区分① <input type="checkbox"/> 区分② <input type="checkbox"/> 区分③ <input type="checkbox"/> 区分④ <input type="checkbox"/> その他()				
5					<input type="checkbox"/> 区分① <input type="checkbox"/> 区分② <input type="checkbox"/> 区分③ <input type="checkbox"/> 区分④ <input type="checkbox"/> その他()				
6					<input type="checkbox"/> 区分① <input type="checkbox"/> 区分② <input type="checkbox"/> 区分③ <input type="checkbox"/> 区分④ <input type="checkbox"/> その他()				
7					<input type="checkbox"/> 区分① <input type="checkbox"/> 区分② <input type="checkbox"/> 区分③ <input type="checkbox"/> 区分④ <input type="checkbox"/> その他()				
8					<input type="checkbox"/> 区分① <input type="checkbox"/> 区分② <input type="checkbox"/> 区分③ <input type="checkbox"/> 区分④ <input type="checkbox"/> その他()				
9					<input type="checkbox"/> 区分① <input type="checkbox"/> 区分② <input type="checkbox"/> 区分③ <input type="checkbox"/> 区分④ <input type="checkbox"/> その他()				
10					<input type="checkbox"/> 区分① <input type="checkbox"/> 区分② <input type="checkbox"/> 区分③ <input type="checkbox"/> 区分④ <input type="checkbox"/> その他()				
11					<input type="checkbox"/> 区分① <input type="checkbox"/> 区分② <input type="checkbox"/> 区分③ <input type="checkbox"/> 区分④ <input type="checkbox"/> その他()				
12					<input type="checkbox"/> 区分① <input type="checkbox"/> 区分② <input type="checkbox"/> 区分③ <input type="checkbox"/> 区分④ <input type="checkbox"/> その他()				
13					<input type="checkbox"/> 区分① <input type="checkbox"/> 区分② <input type="checkbox"/> 区分③ <input type="checkbox"/> 区分④ <input type="checkbox"/> その他()				
14					<input type="checkbox"/> 区分① <input type="checkbox"/> 区分② <input type="checkbox"/> 区分③ <input type="checkbox"/> 区分④ <input type="checkbox"/> その他()				
15					<input type="checkbox"/> 区分① <input type="checkbox"/> 区分② <input type="checkbox"/> 区分③ <input type="checkbox"/> 区分④ <input type="checkbox"/> その他()				

(注) 記入欄が不足する場合は、必要分をコピーして、記入してください。

※1: 該当する改修区分にチェックをしてください。

※2: 区分は下記の通りとします。

「区分①」 巻上機: 既存活用 制御盤: 既存活用

「区分②」 巻上機: 既存活用 制御盤: 一式活用

「区分③」 巻上機: 一式交換 制御盤: 既存活用

「区分④」 巻上機: 一式交換 制御盤: 一式交換

「その他」 上記の区分①から④以外に該当するもの

※3: 工期(着工~完了)については、平成〇年〇月〇日~〇月〇日と具体的に記載してください。

※4: 費用は、1台あたりの防災対策改修に要する費用を記載してください。

※5: 大臣認定未取得の場合は、取得予定時期を記載してください。

(ただし、巻上機、制御盤ともに一式交換をする場合で全撤去、準撤去等のかご又はレールを交換するもの、及び通常のエレベーターの更新工事の場合は防災対策改修の対象となりません。)

■上記以外の、今後実施見込み分

区分	台数	合計要望補助金額(千円)
区分①		
区分②		
区分③		
区分④		
その他		

(注1) 記入欄が不足する場合は、必要分をコピーして、記入してください。

(注2) 区分①から④、その他で記入して頂く台数、合計要望補助金額はあくまで参考で、実際の補助額の決定は交付決定によります。

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

対象既設昇降機の概要書

■防災対策改修予定のエレベーター

NO	建物名	建物用途	建築地	地上階の階数	防災対策改修を実施するエレベーターの台数	1台あたり防災対策改修工事費(千円)	工事施工者名
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

(注)記入欄が不足する場合は、必要分をコピーして、記入してください。

【記入方法説明】

建物名:エレベーターの設置されている建物名 例:〇〇ビル など

建物用途:「建物名」で記載された建物の用途 例:事務所ビル、ホテル など

建築地:「建物名」で記載された建物の建築地、住所 例:東京都〇〇区〇〇

地上階の階数:「建物名」で記載された建物の階数 例:5階

防災対策改修を実施するエレベーターの台数:「建物名」で記載された建物にある防災対策改修を実施するエレベーターの台数 例:3台

1台あたり防災対策改修工事費:「建物名」で記載された建物にあるエレベーターの防災対策改修工事費 例:3,000千円 ※不明の場合は未記入でも可

工事施工者名:「建物名」で記載された建物にあるエレベーターの防災対策改修を実施する工事施工業者 ※未定の場合は未記入でも可

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。